## 入札説明書

令和7年札幌市告示第4306号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和7年10月20日
- 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係 電話 011-211-2492 FAX 011-218-5114 E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

- 3 入札に付する事項
  - (1) 役務の名称

令和7年度新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動等円滑化調査検討業務

- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月23日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による 再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状 態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、大分類が「建設関連サービス業」、中分類が「土木設計・監理業(A)」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した次の業務を元請として履行した実績があること。 ・地上又は地下の歩行者通路の設計に関わる業務

## 5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階 札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係 電話011-211-2492 FAX011-218-5114

- (2) 入札書の受領期限
  - 令和7年10月29日(水)10時30分(送付による場合は前営業日必着)
- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『令和7年10月29日(水)11時00分開札 令和7年度新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動等円滑化調査検討業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年10月29日(水)10時30分までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和7年10月29日 (水)11時00分開札 令和7年度新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動等円滑化調 査検討業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年10月28日(火) までに届くよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
  - ア 提出方法 「入札説明書等に対する質問票」(様式1)を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
  - イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和7年10月23日(木)17時 15分までに提出すること。
  - ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/)に掲載する。
- (5) 入札の無効

本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
  - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
  - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所 令和7年10月29日(水)11時00分 札幌市役所本庁舎5階総合交通計画部事務室

## (9) 開札

- ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は その代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち会わせて 行う。
- イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後 においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の 求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任 状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う(送付による入札をした者がある場合は、別途日時を指定して再度入札を行う)。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等
  - ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

## イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該 入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合 において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、こ れに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認 した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上 記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。 オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/) に掲載する。

- (5) 入札参加資格を有することを証する書類
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)
  - イ 同種業務等実績書(様式3)
  - ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し
- (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないと き。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 契約書の作成
  - ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその10日後(土曜 日、日曜日及び休日を除く。)までに契約書を取り交わすものとする。
  - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、 その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれ に記名押印するものとする。
  - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
  - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 契約条項 別添のとおり
- (9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

## 令和7年度 新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動円滑化調査検討業務 仕様書

## 1 業務の目的

札幌市の歩行ネットワークの向上を目的とし、以下に示す整備計画の作成を行う。

## 2 業務の内容

- (1) 新札幌駅2階連絡通路
  - ア 対象施設

新札幌駅2階連絡通路(詳細は別添参照)

イ 検討概要

本業務では、老朽化が進む連絡通路について、老朽化やバリアフリー化の現状を調査 把握し、その結果を基に改善案について改修計画の立案を行う。なお、検討成果について は、今後必要となる改修実施設計を見据え取りまとめること。

#### ウ 整備計画の検討

## 【主な検討事項と検討概要】

・ 傾斜路(スロープ)改修図の作成

発注者が指定する幅(2.700mm)の傾斜路(スロープ)の改修図の作成\*\*1

- ※1 スロープ改修については、既存のスロープ荷重を限度とした構造を想定している。
- 床・壁・天井の改修図の作成

JR新札幌駅や周辺商業施設のリニューアル工事の床・壁・天井と合わせた内装改修図の作成及び関連する設備改修図の作成(照明設備、消防設備等)

• 雨水浸入・鳥害対策の検討等

当該通路建築時の確認申請図書の内容を踏まえ、本改修により新たに確認申請を必要 としない範囲内での改修案の検討及び関係機関(消防等)との協議

・ 施工計画の検討

前段の検討を踏まえ、施設運営への影響、施工時間帯、足場等の仮設、騒音振動対策等を整理し、施工手順、工程、工期等を検討

概算事業費の算出

前段の検討を踏まえた概算事業費の算出

## (2) 移動円滑化調査検討路線

ア 対象施設

発注者が指定する路線(約300m)

イ 検討概要

札幌市の都心における地上・地下の重層的な歩行ネットワーク(以下「歩行NW」という。)拡充に向けた検討をするため、発注者が指定する路線において、複数の歩行NW整備案を作成する。

- ウ 整備計画の検討
  - (ア) 歩行NW整備に必要な観点について

札幌市の行政計画、札幌市や他都市の地下通路整備事例等を踏まえ、歩行NW整備を検討する上で、必要となる機能等の観点の洗い出しを行うこと。

(イ) 歩行NWの概略検討

(ア)を踏まえ、歩行NWの規模、構造、形状、仮設計画、施工計画、概算事業費等について概略検討を行い、複数の整備案(3案程度)を作成すること。

## 【主な検討概要】

・ 既存歩行NWへの影響

既存の歩行NWとの接続部(2箇所)への影響及び構造等の概略検討

- 歩行NWの平面、断面、構造、出入口の概略検討 既存歩行NW、地下埋設物等を想定した平面、断面、構造、出入口等の概略検討
- 仮設工法の概略検討

沿道条件、地盤条件、地上交通等の制約を踏まえた仮設工法の概略検討

・ 施工計画の概略検討

前段の検討を踏まえた施工手順、工程、工期等の概略検討

・ 概算事業費の算出

前段の検討を踏まえた概算事業費の算出

## (3) 報告書作成

本業務のとりまとめを行い、今後も継続して検討が必要な項目や課題等についても整理を行う。また、報告書の概要版も作成すること。

## 3 打合せ協議

打ち合わせ協議は以下の回数を予定する。

- 業務着手時
- 成果品納入時
- 中間打合せ(3回)

#### 4 業務期間

業務期間は令和8年(2026年)3月23日(月)までとする。

## 5 業務上の注意点

- 本業務に係る現地調査については、施設利用者や歩行者等の妨げとならないよう、安全 に十分に留意すること。
- ・ 本業務の検討スケジュールについては、本市が実施する関係機関との協議を業務履行期間の前半に実施することができるよう、担当職員と調整すること。また協議に必要となる資料を作成すること。
- 検討結果については、表や図面、イラスト等を用いて、見やすく、分かり易い資料で取り まとめること。また、資料は、加工しやすいものとなるよう工夫すること。
- その他の検討事項については担当職員と協議すること。

## 6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を 作成し、札幌市に提出しなければならない。

## (1) 着手時

ア 業務着手届

- イ 業務責任者等指定通知書
- ウ 技術者等経歴書(技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類 (健康保険証の写し等)を添付すること。)
- 工 業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表(緊急時を含む)、使用する主な機器、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。

## (2) 完了時

ア 業務完了届

- イ 成果品目録
- ウ 成果品(報告書等)

## 7 資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、す

でに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないよう十分に留意すること。

- 8 業務責任者、技術者及び照査技術者
  - (1) 受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
  - (2) 業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行なわなければならない。
  - (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- 9 成果品(提出図書)

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることとする。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用 した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。成果品の著作権は、札幌市に帰属 するものとする。

- (1) 提出すべき成果品
  - ア 報告書(内容については特記仕様書に記載)
  - イ 議事録
  - ウ 業務月報(業務日報)
  - エ その他業務主任から指定されたもの
- (2) 電子媒体の仕様及び数量
  - CD:正·副各1部
- (3) データの仕様(報告書、資料等)
  - ○ファイル形式
  - ア オリジナルファイル

(使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること)

イ PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

(4) 電子媒体に貼るラベル

以下の情報を媒体のラベルに明記すること。

- ア 業務名称(令和7年度 新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動円滑化調査検討業務)
- イ 完了年月(令和8年3月)
- ウ 発注者名(課名)(札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課)
- エ 受注者名(例:株式会社ABCコンサルタント)
- オ ウイルスチェックに関する情報(下記(5)参照)
- (5) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

- ア 使用したウイルス対策ソフト名
- イ ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名
- ウ チェック年月日

## 10 検査及び支払

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に札幌市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵(かし)が発見された場合、 受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (3) 全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

## 11 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

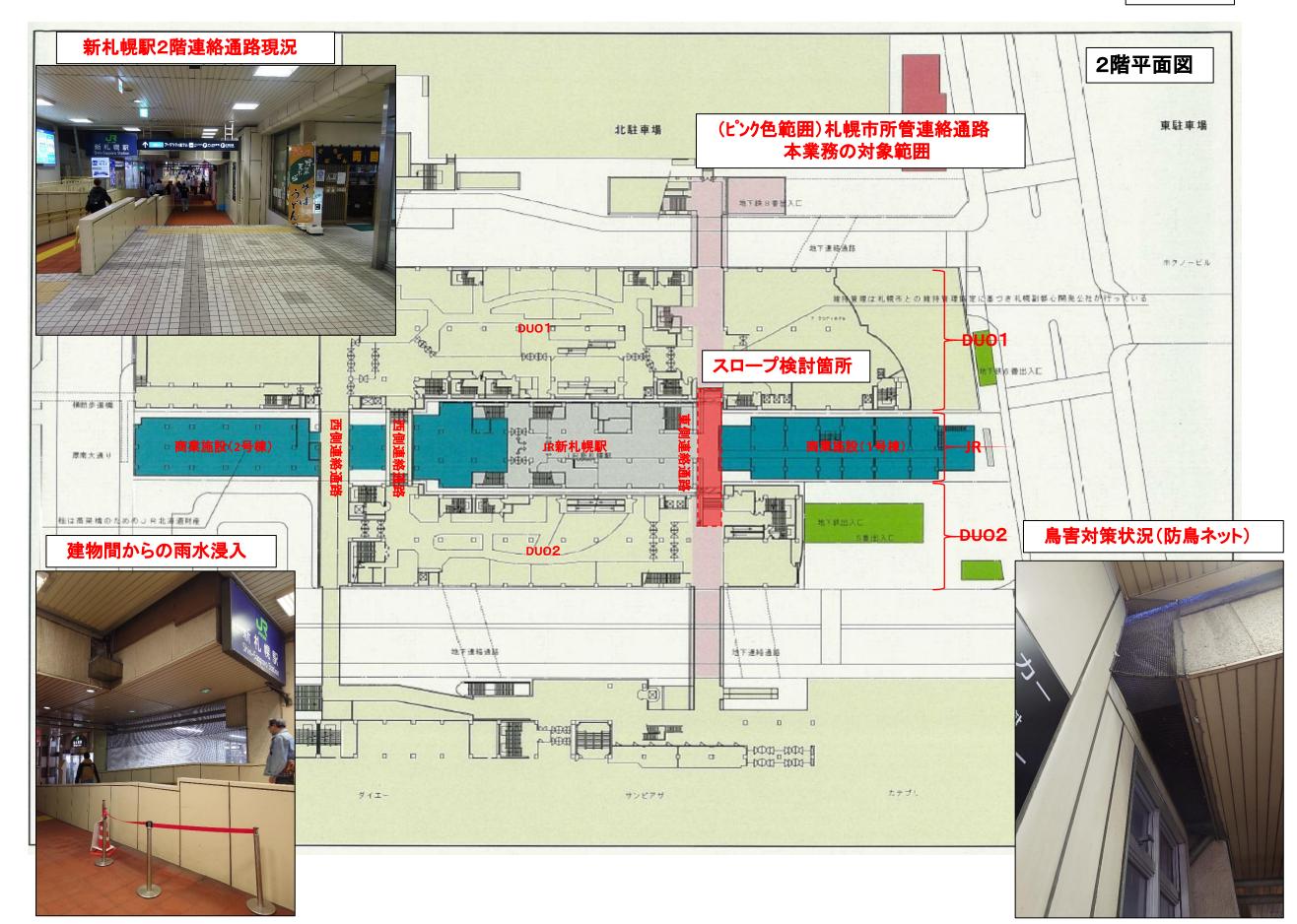
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 12 主な貸与資料

- (1) 新札幌駅2階連絡通路
  - 既存図面
  - 確認申請関連図書
  - ・ 周辺施設の改修計画図、イメージパース
- (2) 移動円滑化調査検討路線
  - ・ 対象路線の関連図面
  - 過年度検討業務成果品

## 13 主な関連計画等

- ・ 第2次都心まちづくり計画(平成28年5月)
- ・ 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和6年3月)



令和7年度施行

積 算 書

業務名:令和7年度 新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動円滑化調 査検討業務

本設計書は、発注者の業務計画に基づいて作成した 設計図書の一部を、見積算定の参考として掲示するも ので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部

業務名	令和7年度 新札幌駅	引連絡通路改修検討ほか移動円滑化調査検討業務	
総委託費		円	
一 金 内 訳	<b>全</b> 託費	円	
li h/d	消費税等相当額	円	
	業	務 説 明	
1. 業務の目的			
結果を基に改善案につ	いて改修計画の立案を	朽化やバリアフリー化の現状を調査把握し、その を行うとともに、札幌市の都心における地上・地 た検討を行うものである。	
2. 業務の大要			
新札幌駅連絡	通路		
〇 整備内	容の検討		
移動等円滑化	調査検討		
〇 整備計	画の検討		
○ 歩行N	Wの概略検討		
業務共通			
〇 報告書	作成		
3. 仕様書・要領			
別紙「仕様書	」による		
4. 業務の期間			
契約締結の日	日から、令和8年3月2	23日までとする。	

#### 業務名: 令和7年度 新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動円滑化調査検討業務 一金 内 訳 単位数 量 単 価 要 称 金 額 摘 直接人件費 新札幌駅連絡通路 (1)整備計画の検討 1 傾斜路 (スロープ) 改修図の作成 式 単算1 1 2 床・壁・天井の改修図の作成 式 単算2 1 3 雨水浸入・鳥害対策の検討等 式 単算3 1 4 施工計画の検討 式 単算4 1 5 概算事業費の算出 式 1 単算5 移動等円滑化調査検討 (2)整備計画の検討 6 歩行NW整備に必要な観点について 単算6 (3) 歩行NWの概略検討 式 1 7 既存歩行NWへの影響 単算7 1 8 歩行NWの平面、断面、構造、出入口の 概略検討 式 単算8 1 9 仮設工法の概略検討 式 単算9 1 10 施工計画の概略検討 式 単算10 1 11 概算事業費の算出 式 単算11 1 新札幌連絡通路·移動等円滑化調査共通 12 報告書作成 式 単算12 1 13 打合せ 式 単算13 1 直接人件費計 直接経費 (電子成果品作成費) 式 5.1× (直人) 0.38 1 直人×( $\alpha$ ÷(1- $\alpha$ )) その他原価 式 1 $\alpha = 35\%$ , $\alpha \div (1-\alpha) = 53.85\%$ 業務原価計 業務原価×(β÷(1-β)) 一般管理費 式 $\beta = 35\%$ , $\beta \div (1-\beta) = 53.85\%$ 検討調査業務 計 再計 消費税等相当額 式 10% 業務委託費

単 価 算 出 調 書

NO	細目	単位	単 価		積算の基礎	楚				適用
1	1 傾斜路 (スロープ)	式		技師長	0.3 人	×	円/人	=	円	新札幌駅連絡通路
改修図の作成			主任技師	1.3_人	×	円/人	=	円	見積	
				技師(A)	人	×	円/人	=	円	
				技師(B)		×	円/人	=	円	
				技師(C)	4.7_人	×	円/人	=	円	
				技術員	人	×	円/人	=	円	
							計		円	
2	2 床・壁・ 天井の改修図	式		技師長	人	×	円/人	=	円	新札幌駅連絡通路
	の作成			主任技師	人	×	円/人	=	円	見積
				技師(A)	2.3_人	×	円/人	=	円	
				技師(B)	3.0 人	×	円/人	=	円	
				技師(C)	6.3_人	×	円/人	=	円	
				技術員	人	×	円/人	=	円	
						青十		円		
3	3 雨水浸 3 入・鳥害対策 の検討等	式		技師長		×	円/人	=	円	新札幌連絡通路
				主任技師	0.7_人	×	円/人	=	円	見積
				技師(A)	人	×	円/人	=	円	
				技師(B)	1.3_人	×	円/人	=	円	
			技師(C)	人	×	円/人	=	円		
			技術員	人	×	円/人	=	円		
							計		円	
4	4 施工計画	式	t	技師長	人	×	円/人	=	円	新札幌連絡通路
の検討			主任技師	人	×	円/人	=	円	見積	
				技師(A)	人	×	円/人	=	円	
				技師(B)	人	×	円/人	=	円	
				技師(C)	3.0 人	×	円/人	=	円	
			技術員	人	×	円/人	=	円		
							計		円	
5	5 概算事業	式		技師長	0.3_人	×	円/人	=	円	新札幌駅連絡通路
	費の算出			主任技師	人	×	円/人	=	円	見積
			技師(A)	人	×	円/人	=	円		
				技師(B)	人	×	円/人	=	円	
				技師(C)	3.3 人	×	円/人	=	円	
				技術員	3.0 人	×	円/人	=	円	
							計		円	

単 価 算 出 調 書

NO	細目	単位	単 価		積算の基礎	楚				適用
6	6 歩行NW 整備に必要な	式		技師長	 0.3 人	×	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路線
観点について		主任技師	 2.2_人	× _	円/人	=	円	見積		
			技師(A)	 3.5 人	× _	円/人	=	円		
				技師(B)	 3.8 人	× _	円/人	=	円	
				技師(C)	 1.7_人	× _	円/人	=	円	
				技術員	 4.3 人	× _	円/人	=	円	
							計		円	
7	7 既存歩行	式		技師長	 0.3 人	× _	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路線
	NWへの影響			主任技師	 1.1_人	× _	円/人	=	円	見積
				技師(A)	 1.9_人	× _	円/人	=	円	
				技師(B)	 1.6_人	× _	円/人	=	円	
				技師(C)	 0.9_人	× _	円/人	=	円	
				技術員	 1.8_人	× _	円/人	=	円	
							計		円	
3	8 歩行NW <sub>式</sub>	式		技師長	 0.3 人	× _	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路線
	の平面、断 面、構造、出			主任技師	 1.2 人	× _	円/人	=	円	見積
	入口の概略検討			技師(A)	 3.0 人	× _	円/人	=	円	
	נה			技師(B)	 4.0 人	× _	円/人	=	円	
				技師(C)	 4.0 人	× _	円/人	=	円	
				技術員	 7.0 人	× _	円/人	=	円	
							計		円	
)	9 仮設工法	式		技師長	 0.3 人	× _	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路紡
	の概略検討		主任技師	 1.3_人	× _	円/人	=	円	見積	
				技師(A)	 2.5 人	× _	円/人	=	円	
				技師(B)	 2.7_人	× _	円/人	=	円	
				技師(C)	 2.3 人	× _	円/人	=	円	
				技術員	 2.2 人	× _	円/人	=	円	
							計		円	
0	10 施工計画	式	±	技師長	 0.3 人	× _	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路紡
の概略検討		主任技師	 1.6_人	× _	円/人	=	円	見積		
			技師(A)	 4.7_人	× _	円/人	=	円		
			技師(B)	 4.1 人	× _	円/人	=	円		
				技師(C)	 2.1 人	× _	円/人	=	円	
			技術員	 1.9_人	× _	円/人	=	円		
							計		円	

## 単 価 算 出 調 書

NO	細目	単位	単 価		積算の基	き礎				適用				
11	11 概算事業 費の算出 式	<del>  </del>		技師長	0.3_人	×	円/人	=	円	移動円滑化調査検討路線				
•			主任技師	0.7_人	×	円/人	=	円	見積					
				技師(A)	4.8_人	×	円/人	=	円					
				技師(B)	5.7_人	×	円/人	=	円					
				技師 (C)	8.3_人	×	円/人	=	円					
				技術員	5.5_人	×	円/人	=	円					
							計		円					
12	報告書作成	式		技師長	0.0_人	×	円/人	=	円	新札幌•移動円滑化調査共				
				主任技師	1.2_人	×	円/人	=	円	通				
				技師(A)	4.7_人	×	円/人	=	円	見積				
				技師(B)	6.0_人	×	円/人	=	円					
				技師 (C)	3.2_人	×	円/人	=	円					
				技術員	1.3_人	×	円/人	=	円					
							計		円					
13	打合せ	式		技師長	0.0_人	×	円/人	=	円					
	,,,,,							主任技師	2.5_人	×	円/人	=	円	土木設計業務等標準歩掛
				技師(A)	2.5_人	×	円/人	=	円	p3-2-1				
				技師(B)	2.5_人	×	円/人	=	円					
				技師(C)	0.0_人	×	円/人	=	円					
				技術員	0.0_人	×	円/人	=	円					
							計		円					
					札 幌 市	ī								

印 紙 貼 付

# 契約書

役務の名称 令和7年度新札幌駅連絡通路改修検討ほか移動等円滑化調査検討業務

上記の役務について、札幌市(以下「委託者」という。)と、 (以下「受託者」という。)は、

次のとおり契約を締結する。

1 契約金額 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

2 履行期間 年月日から

年 月 日まで

3 契約保証金 「免除」又は「金 円」

4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を 保有する。

年 月 日

委託者 札幌市

代表者 市長

住所

受託者 商号又は名称

職・氏名

注)印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。)を、この契約の履 行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を 支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び解除 は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、 委託者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。 (再委託の禁止)
- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務 の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでは ない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、 あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規 定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その 他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を 行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

- 第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。) を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立まで の間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる 契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられない ときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に 役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。 ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を 達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた 場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した 額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。
  - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定 する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に 規定する納付命令)が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の 規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た だし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
  - (1) 役務が履行不能であるとき。
  - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる とき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
  - へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連 契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合 (へに該当する場合を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めた にもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
  - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したと き。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき 事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をす ることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の 10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害
  - 額)を賠償金として請求することができる。
  - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 7 5 号) の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、 支給材料等(使用済み部分を除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失 により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代 えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は 管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品 があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等について は、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託 者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状 回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を 負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が 指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、 契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。 (その他)

- 第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22 年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第 57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約 状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協 議のうえ定めるものとする。